

加古郡衛生事務組合
公共施設等総合管理計画

令和2年5月

加古郡衛生事務組合

目次

第1章 計画策定の背景と目的

- 1. 背景と目的 1
- 2. 計画期間 4

第2章 公共施設等の現況及び人口の推移

- 1. 組合の共同処理する事務と構成町 5
- 2. 組合が管理運営する衛生施設等 5
- 3. 施設の現状と今後 6
- 4. 人口の推移 10

第3章 施設の状況と今後の見通し

- 1. 施設の運用と今後のあり方 12

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

- 1. 取組体制 20
- 2. 公共施設の現状と課題 20
- 3. 具体的な取り組み 21
- 4. 推進体制の整備 21

第 1 章 計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

加古郡衛生事務組合（以下「組合」という）は、し尿、粗大ごみ、火葬業務及び、霊柩車自動車の設置及び運行管理業務に関する事務を 2 町（加古郡稲美町・播磨町）が共同で処理するために組織された一部事務組合です。

国において、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示されており、平成 26 年 4 月の総務省通知「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」で各地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。この計画に記載すべき項目としては、平成 26 年 4 月 22 日付、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総務省自治財政局財務調査課長通知）のとおり、所有施設等の現状、並びに施設全体の管理に関する基本的な方針等を計画し、今後の施設等の管理費用の総合的な指針を決定し、施設の老朽化対策等に資することを目的として、管理計画を策定することを要請され、平成 29 年 9 月末時点では、99.4%の地方公共団体が計画を作成されています。

また、特別地方公共団体である一部事務組合においても同様に作成が要請されていますが、その全国的なデータ等においては公表されていません。

当組合においても、計画を策定すべく平成 30 年度に骨格の策定を開始し、今後の状況を見極めながら、見直しを図ろうと考えていましたが、平成 30 年 2 月に策定指針の改定がなされ、その後の状況を踏まえ、今般計画を定めようとするものです。

現在、加古郡清掃一部事務組合の規約に定める事務の「共同処理する事務」は、下記のとおりとなっています。

- ・ し尿処理
- ・ 粗大ごみ処理（粗大ごみ・不燃ごみ・ペットボトルの処理）
- ・ 火葬業務
- ・ 霊柩自動車の設置及び運行管理業務

なお、それ以外の規約に記載されていない処理事務としては、次のようなものがあります。

- a 「容器リサイクル法」に基づくプラスチック容器類ごみの処理（ストックヤード）
- b 剪定枝のチップ化による肥料等への再生
- c ベビー用リサイクル用品の貸し出し、ガラス工房などで実施しているリサイクル教室など、ごみ減量のためのリサイクルに関するPR。

が行われています。この a. b. c の業務は、規約には定めておらず、組合独自の処理業務になっていると考えられます。

「容器リサイクル法」に基づくプラスチック容器類のごみは、処理単価が嵩むため、現在は、業者に委託処理をしており、プラスチック減容機は稼働していない状況となっています。

しかしプラスチック容器類ごみは、広域化により高砂市に建設される新施設においては、焼却能力の都合上、焼却する予定となっており、「プラスチック容器類ごみ」、及び「ペットボトル」の分別収集を広域化とともに取りやめることは、住民感情からも継続することが妥当と考えられます。

粗大ごみの引き取りも含めて、今後は高砂の方へ搬入を住民にお願いすることは、行政サービスの低下に繋がると考えられます。

また、「ペットボトル」の処理のみを粗大施設で運転させることは、コスト面から考えると問題が残るところです。

そして前述した別途規約に記載されていない処理を、組合の独自業務として法的にできるのかどうか等のリーガルチェック（法的解釈）も必要が生じ、これらの業務を実施するなら地方自治法第286条による規約変更の許可が必要かどうかの検討が生じるところです。

今後、二市二町による「ごみの広域化」が実施され、組合が処理すべき業務があるとすれば、どの業務を残すべきなのか、現在両町の担当課（グループ）において協議を行っているところです。

では、どのようにすべきなのか論点を整理するべきであることは言うまでもありません。そこで、現在課題とすべき問題について、列挙しますと以下のとおりとなります。

・し尿処理

この施設は、播磨町は、新島及び一部の調整区域を除いてすべてが加古川流域下水の認可供用開始区域であり、将来、加古川流域下水に供用の開始が、すべて完了出来れば必要性がないと思われませんが、稲美町は、農業集落排水区域もあり、本施設は必要であることは言うまでもないと考えられ、

処理量はさらに激減すると考えられます。

他の近隣市町に委託をすることでもしない限り、施設としては存続する必要があると考えられます。

しかしながら、老朽化が進み今後の維持管理費の単価が高騰し、修繕費用が嵩むことになれば、何らかの対応が必要となるのは必定と思われれます。

- ・粗大ごみ処理（粗大ごみ・不燃ごみ・ペットボトルの処理）

塵芥及び不燃粗大ごみ処理施設については、二市二町（高砂市、加古川市、稲美町、播磨町）において、広域化による処理が令和4年4月1日から予定され、稼働に向けて工事が順調に進められております。

広域化の実施にあたって、組合規約に定める「共同処理」を委託している諸施設の適正な管理形態をどうするのか決定されていない状況です。

2市2町の広域化が実現すれば、この施設をどのように運営するのか、また廃止するのか検討が必要となります。

しかしながら、ペットボトルの分別収集を止めることはできず、それらをそのままこの施設で、処理するのが課題になります。

その他、粗大ごみ等は現在加古郡の住民は、こちらに搬入すれば無料で処分できますが、高砂市の新しい施設に搬入することになれば、行政サービスの低下につながるため、何らかの対応策が必要となります。

また、不要となった施設そのものを解体費用も考慮しながら、どう処分し、今後どのように活用するのかも課題になります。

- ・火葬業務及び霊柩自動車の設置及び運行管理業務

この業務は、従前は両町が分担して運営していたので、元の運営に戻すことは可能であると考えますが、一部事務組合の今後の在り方も含めて様々な課題を含んでいます。

後段に記載する規約に定められていない業務も含めて、一部事務組合の運営の在り方を検討しなければならないと時期を迎えたと考えられます。

以上のことから、組合が管理する施設の広域化に伴う複雑な問題点が数多くありますが、施設の老朽化が進み維持管理に多額の費用を要する状況になりつつあることや、両町の厳しい財政状況を踏まえ効率的かつ効果的な施設の整備・運営と長寿命化対策が重要となっていることから、現時点での公共施設の総合的な管理を継続的に推進するために本計画を策定します。

2. 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和21年度までの20年間としますが、この計画はその後の両町のごみ処理方法の進捗も考慮し、協議の進捗状況に応じて随時改訂することを予定しています。

第2章 公共施設等の現況及び人口の推移

1. 組合の共同する事務と構成町

- ・組合の共同処理する事務と構成町

	し尿	ごみ処理(粗大)	火葬場	霊柩車
稲美町	○	○	○	○
播磨町	○	○	○	○

2. 組合が管理運営する衛生施設等

本計画は、組合が管理運営する全ての施設を対象としています。

- ・組合が管理運営する施設

公共施設等	施設数	施設の名称	完成年度	経過年数 (令和元年現在)
し尿処理施設	1	加古郡衛生センター	昭和62年	30年
ごみ処理施設 (粗大)	2	加古郡リサイクルプラザ	平成10年	20年
火葬場施設	1	稲美斎場ひじり苑	平成3年	27年
霊柩車	1	マイクロバス	平成20年	10年

3. 施設の現状と今後

①し尿処理施設



し尿処理施設（加古郡衛生センター）	
完成年度	平成62年
位置	播磨町新島60番地
建築面積	2,022㎡
建設費	16億1千4百万
構造	鉄骨鉄筋コンクリート
処理能力	110kl/日
処理方法	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
老朽化の状況	<p>建築後30年を経過し、両町とも加古川下流流域下水処理区域にあり、今後は、稲美町の一部及び播磨町にあっては、新島企業を残すのみとなり、処理能力をかなり下回っています。</p> <p>様々な補修を実施し延命化を図っているところですが、限界があり今後どのような形で存続していくかが課題となっています。</p> <p>両町で設置された「加古郡広域連絡協議会」での協議をもって、今後の方向性を検討します。</p>
備考	

②ごみ処理施設



ごみ処理施設（加古郡リサイクルプラザ）	
完成年度	平成12年
位置	播磨町新島60番地
建築面積	2,117㎡
建設費	14億7,222千円
構造	鉄骨造および鉄筋コンクリート造
処理能力	粗大ごみ、不燃ごみ処理15t/5h×1系列 ペットボトル減容機 リサイクル展示室及び事務所 ストックヤード（2t/h）
処理方法	二軸式破碎および高速回転式破碎 機械選別による鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物の4種選別 プラスチック容器類ごみ
老朽化の状況	毎年の整備及び消耗品の交換 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック容器類ごみについては、分別の方法が厳しくなった結果、現在は稼働していません。現在は処理業者が引取って処理を行っています。 広域化に向けて、両町で設置された加古郡広域処理協議会での協議をもって、今後の方向性を検討します。
備考	

③火葬場



火葬場（稲美斎場ひじり苑）	
完成年度	平成3年
位置	稲美町中一色285-2
建築面積	1,247.36㎡
建設費	7億8,270万円
構造	鉄筋コンクリート造
炉数	火葬炉4基（うち大型炉1基） 汚物炉1基
火葬方式	単独型台車式 低圧空気噴霧型ダイレクト点火・一炉一再燃方式 前室冷却
老朽化の状況	炉については、30年を経過しようとする中、全炉一斉または一炉ごとか構成町と協議を行った結果、令和2年度から令和3年度に更新を予定しています。
備考	

④霊柩車

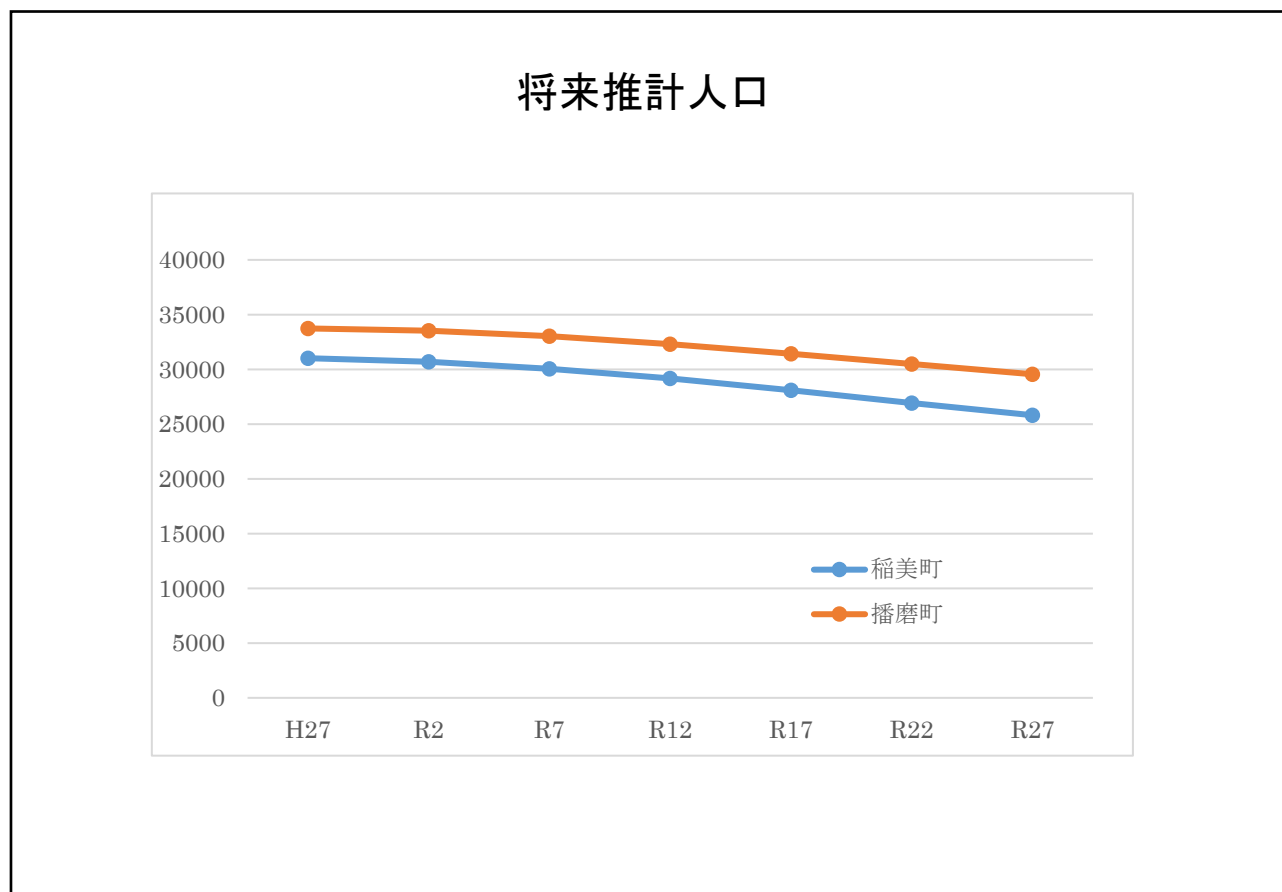
霊柩車（マイクロバス・ローザ）	
取得年度	平成20年
保管場所	稲美町中一色285-2
備 考	霊柩車の運行については、効率化の課題があり、今後は火葬業務と一体化した新しい運行方法など構成町と協議の上決定します。

4. 人口の推移

(1) 総人口の推移

組合を構成する2町の将来推計人口は次のとおりです。

平成27年と比較して、30年後の令和27年推計人口は、約15%減少の55,369人と推計されます。



● 2町の推計人口

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
稲美町	31,020	30,697	30,062	29,189	28,100	26,918	25,814
播磨町	33,739	33,544	33,030	32,302	31,419	30,479	29,555
計	64,759	64,241	63,092	61,491	59,519	57,397	55,369

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の区域別将来推計人口（平成30年3月）」単位：人

(2) 年齢区分別人口の推計

年齢区分別人口の30年後は、現在問題化している少子高齢化を反映し、年少人口が約2,000人の減、75歳以上人口が約3,000人増加しています。

今後もこの傾向が顕著に表れると推察されます。



第3章 施設の状況と今後の見通し

1. 施設の運用と更新のあり方

●施設の運用と今後のあり方（財源手当ての検討）

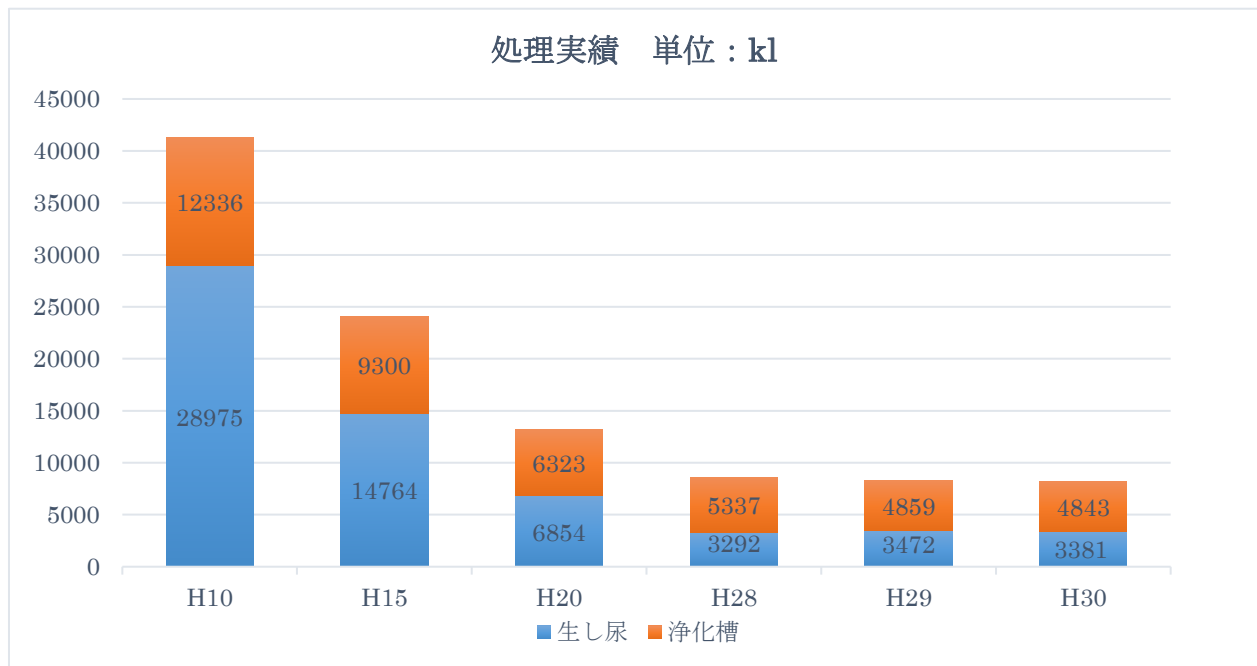
公共施設等	施設数	計画施設数	施設の名称	現施設		更新	備考
				完成年度	計画供用年数	計画施設	
(1) し尿処理施設	1	1	加古郡衛生センター	昭和62年	30年	○	
(2) ごみ処理施設 (粗大)	1	1	加古郡リサイクルプラザ	平成10年	30年	○	
(3) 火葬場施設	1	1	稲美斎場ひじり苑	平成3年	30年	○	
(4) 霊柩車	1	1	マイクロバス	平成20年	10年	○	

(1) し尿処理施設

ア. 利用状況

加古川下流域流域下水の計画区域が播磨町は新島を除く全域、稲美町が農業集落排水区域を含め減少傾向にあります。構成町の全区域が流域下水に流せないため継続が必要な施設となっています。

計画処理能力110kl/日に対して、現在22.5klと計画処理能力が大幅に下回っていますが、浄化槽汚泥の搬入比率が設計値20%に対して実績値59%となり、性状変化への対応能力が必要となっています。



イ. 管理検討の今までの経緯

し尿処理施設の一般的な寿命が15～30年（日本環境衛生センター資料）とされる中、平成17、18年度改造工事にて対応できていない設備（水槽関係）の老朽化が進行しており、平成30年度実施の第1攪拌劣化調査にて早期の改築が必要との診断結果が出ています。

以前、平成18年度に対策工事を実施し、延命期限が10年後の平成28年であったことから、平成24年に両町と、今後のし尿処理に関する検討を行い、組合で継続する場合の両町の意向が尊重され、安定的な処理が図れることに対して、更新の設備投資に伴う経済的負担が大きいことから広域化・集約化を検討した結果、当時の状況から加古川市に集約化を依頼することを優先して検討することにしました。

しかしながら、ごみ処理の広域化が優先され、東播臨海広域ではし尿処理は今後の課題とされ、最終的には課題からも外され、加古川市が平成31年3月に市単独で整備する旨の表明があり、この計画は頓挫することになりました。

ウ. 今後の方針

以上のことを踏まえて今後は、

① 組合で新施設の建設

従来の施設の形式では、補助の対象とはなりません。そこで汚泥等を有効利用する汚泥再生処理センターとして更新する必要があります。

全体工事費としては約17億（補助金6億、地方債10億、一般財源1億）が必要となります。全体として補助金を除く11億が両町の負担となります。新施設は、30年以上の耐用年数となりますが、10年を経過すれば小規模な改修費用は必要となります。

② 中規模の改造

基幹的な設備改良事業は「循環型社会形成推進交付金」の対象となります。

基幹的な設備改良事業とは主処理設備、汚泥処理設備、資源化設備、脱臭設備など、し尿処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業のことを指します。

交付対象となる事業には、単なる延命化だけでなく、省エネなどCO2削減に資する機能向上が求められ、また、平成27年度より基幹的設備改良事業の対象の一部を見直しされたことにより、築25年未満の施設については、基幹的設備改良事業後、10年以上施設を稼動することが求められます。改造費用としては約5億円程度が見込まれます。

③ 小規模の改造

処理能力に対し、搬入量が減少していることから、浄化槽汚泥の混入率を計算した使用水槽の見直しを行い、バイパス設置等小規模修繕にて既存設備を活用する方法になります。

5年から15年程度で費用は2億円程度となります。以上、比較を行いました。改修等は必要であり、新規でも小規模でも15年サイクルで約年間15億、1年で一億程度の負担となります。

(2) ごみ処理施設（加古郡リサイクルプラザ）

ア. 利用状況

粗大処理施設、事務所、啓発施設の3施設を総称して加古郡リサイクルプラザとして、平成12年度完成した施設で、比較的新しい施設といえます。

今後、粗大ごみは、東播広域処理施設として決定され高砂市に建設された処理施設で処理されることとなります。

処理施設としての設備は、粗大、不燃物、ペットボトルの減容機があり、広域の処理施設においてはペットボトル及び空き缶は、各団体での処理となり、プラ容器類は広域では高効率発電の熱源として、利用するため焼却することになる予定です。

単位：ト ン	平成30年度実績						令和3年度目標			
	可燃ご み	破 碎 可 燃	不 燃 残 渣	プ ラ 容 器	可燃計	目標値	プラ可燃区分		プラ資源区分	
							削減量	削減率	削減量	削減率
稲美町	8758.3	512.1	71.1	151.5	9493.0	8643	850.0	9.0%	698.5	7.5%
播磨町	8186.0	596.5	82.9	226.1	9091.4	9284	▲192.6	▲2.1%	▲418.6	▲4.5%

不燃残渣は、現在焼却していませんが、広域では焼却処理が必要となります。上記の表中破碎可燃物は、案分量を記録していますが、実際の焼却量は稲美町の方を播磨町にて焼却しているため、稲美町414.47t、播磨町694.13tとなり、このほか、組合として処理しているものとしては、ドラム缶、処理困難物として、瓦、がれき、ドラム缶、など様々なものがあり、資源化できる廃タイヤ、水銀使用製品などがあります。

イ. 今後の方針

(粗大処理施設)

東播広域処理対象外廃棄物と可燃ごみの減量・資源化対策

① 当面の間、プラ容器類は組合で処理を継続

稲美町は可燃ごみの減量化が課題であり、播磨町は中継施設の効率化が課題となります。

稲美、播磨ともプラ容器類は現在分別収集しており、変更することはできないと考えます。

今後も、分別収集を続け、燃えるごみとして処理するかが、課題となります。

② プラ容器類を除く資源ごみの処理を継続

広域ではプラ容器は燃やす予定であるので、計画通り熱源として焼却し、その他資源ごみだけを組合で処理を継続します。

[ペットボトル 剪定枝、草類 水銀使用廃製品 廃タイヤ等]

処理困難物の取扱対策

従来から事業活動を伴わない家庭から排出される処理困難物については、一般廃棄物となるものは住民サービスの一環として受入れを行ってきた経緯がある中で、広域では受入不可とされている処理困難物の受入維持及び処理責任の所在を明らかにすることが必要があります。

対策として、

- ① 住民サービスとして受入を継続します。
保管スペース及び処分先を確保し受入を継続します。
- ② 処理困難物を整理し、加古川市・高砂市と統一します。
- ③ 受入処理困難物は、排出者責任で住民個々が処分する。この場合、住民が処分できる行先の案内が不可欠と考えられます。

ごみ中継施設について（播磨町）

播磨町は行政懇談会等にて、立地の利便性から直接搬入が多いことから広域処理開始後の住民サービス維持（現時点での受入）の要望を受けて、現行の直接搬入ルートを維持することを検討する主旨を議会で表明されています。

また、直接搬入維持も併せ収集ごみの中継施設的なものを含み収集運搬体制をコンサルに委託し検討した結果、令和2年度予算に計上し、令和3年度中には稼働予定とされています。

稲美町は、中継施設の検討を行いました。土地確保の問題があり、広域への直接搬入を検討することになりました。

（啓発施設）

ア. 利用状況

施設は当初の建設段階において、補助対象となるべき必須要件であったため、啓発施設を設置しており、現在も郡内の小学校の社会見学、イベント、体験教室、家具等のリユース、ベビー用品の貸出などを行っています。

特に、ベビー用品の貸出については、子育て支援の施策として、好評を得ており、郡外の利用者も急増しています。

主な啓発等の実績

	平成30年度実績		
	計	稲美町	播磨町
来館者数	21,479人		
団体見学・視察	829人		
イベント	1,439人		
体験教室	2,053人	753人	887人
ベビー用品貸出	2,985点	616点	1,092点
ベビー服提供	3,810点		
制服の交換	61点		
書籍のリユース	1,933点		
家具リユース	77点	27点	50点

イ. 今後の方針

広域の施設において、環境学習及び啓発施設の計画が盛り込まれており、好評である現施設での啓発内容を引き継ぐことで廃止するか、地域での活用状況から継続すべき事務だけを残すか、検討が必要となってきます。

①啓発施設を閉鎖し、高砂市広域ごみ処理施設を利用する。

本来、ごみ減量に係る3Rの啓発または廃棄物の問題、環境に関することは各公共団体が主体となり、行うべきものであり、現行の施設は補助対象となるべきための設置施設であるため、両町の啓発施設となる性質と考えられます。

しかしながら、現行の施設運営は当初の目的とは少し異なる事業が存在し、本来の目的とは違う側面もあります。そのため高砂市広域ごみ処理施設に一部の機能を譲りその他は各市町村が事業実施を継続します。

③ 規模を縮小し、継続する。

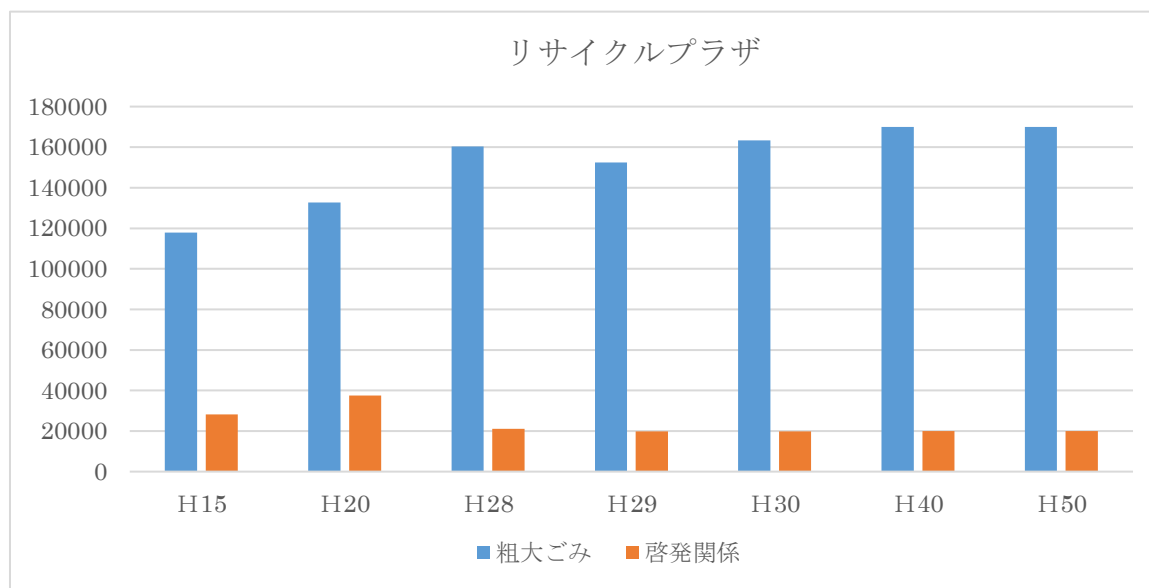
資源化施設（剪定枝など）と中継施設と合わせるとともに、ガラス工房を閉鎖するなど運営を効率化し、地元の環境学習施設として残します。

③ベビー用品貸出

チャイルドシート、ベビーカー、乳児用ベッド等の貸出は、リユースの観点から実施したものであり、ごみ排出量の多い子育て世代への啓発方法として有効であるが、高砂市広域ごみ処理施設で実施する考えもあり、子育て支援の観点も踏まえ引き続き継続するのか、縮小・廃止のするのか検討し、早期に決定することが必要と考えられます。

以上、①、②、③のような考え方が想定されます。

イ. 経費の見込み

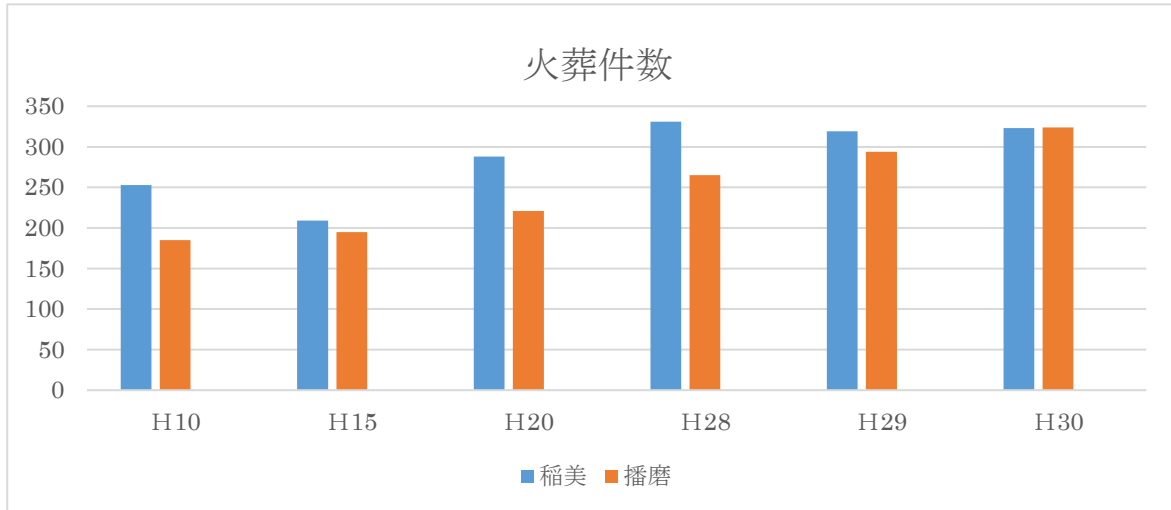


(3) 火葬施設(稲美斎場ひじり苑)

ア. 利用状況

平成3年に完成した施設であり、老朽化進み改修の時期が迫って来ています。また、建設当時若い世代層が高齢化も進み、徐々に件数も増えている状況となっています。

通常の運転処理は専門業者に委託し、事務的な仕事は再任用職員にて管理を行っています。



上記の棒グラフから、平成10年度から20年代までは、稲美町が多いが、播磨町も高齢化が進み、平成30年にはほぼ同数となり、今後は益々両町とも高齢化が進み、件数の増加が見込まれます。

イ. 維持管理・修繕・更新等の方針

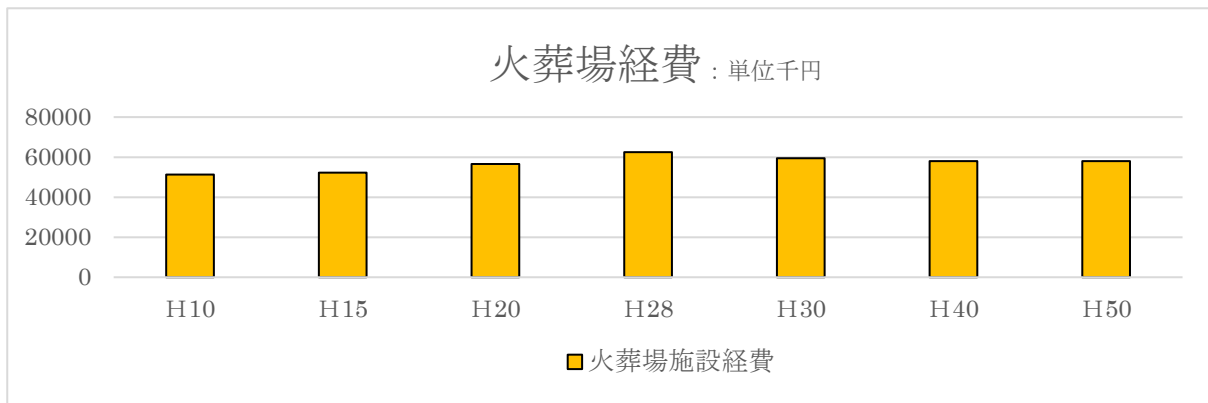
地域唯一の施設として、現在の場所で50年間(躯体耐用年数)を使用する計画となっており、長期にわたる維持管理が必要となっています。毎年小規模な修繕を行いながら運転を行ってききましたが、今後の高齢化により件数の増加が見込まれ、施設整備が必要となっています。今後は、火葬炉の改修を行い計画に沿った年数を稼働する必要があります。

火葬炉は、耐火煉瓦の積替えなどを実施しましたが、全面的な改築が必要となってきている状況であり、計画的に令和2年度から、現在の炉を2基ずつ、改築し費用の分散を図ることとしています。

令和20年には躯体部分も含めた全面的な改築をする方向で検討します。

ウ. 経費の見込み

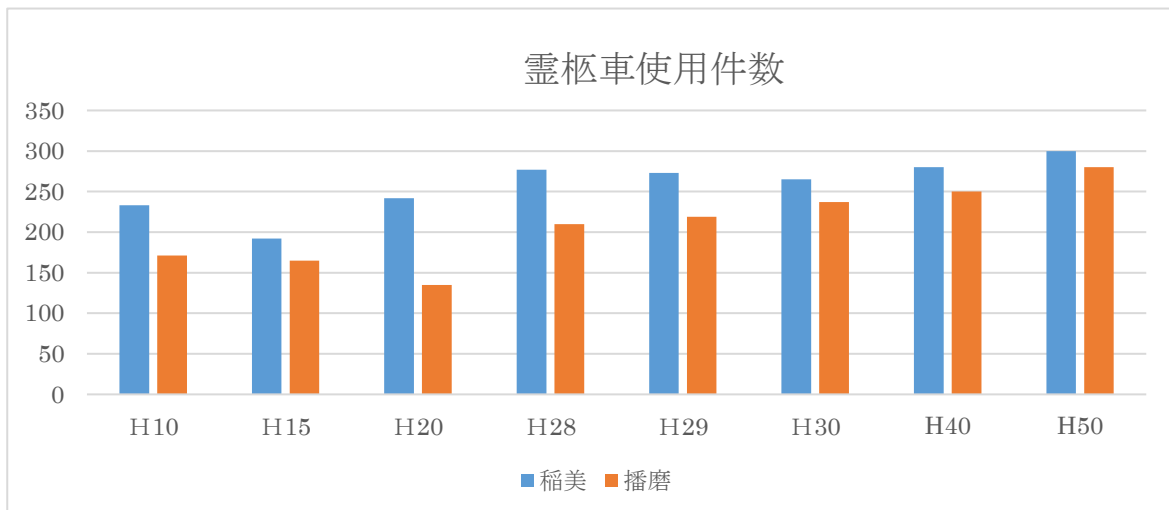
大規模な修繕を除いた維持管理経費は、年間約5千5百万程度かかり、炉改築後もその程度の支出が見込まれます。



(4) 霊柩車運行(稲美斎場ひじり苑)

ア. 利用状況

霊柩車の運行については、葬祭事業者の提供する霊柩車と比較して安価であり、火葬件数の増加に伴い使用件数も増加しています。しかしながら、現在の運行方法から効率化等の観点を踏まえ見直しする必要があるものと考えられます。



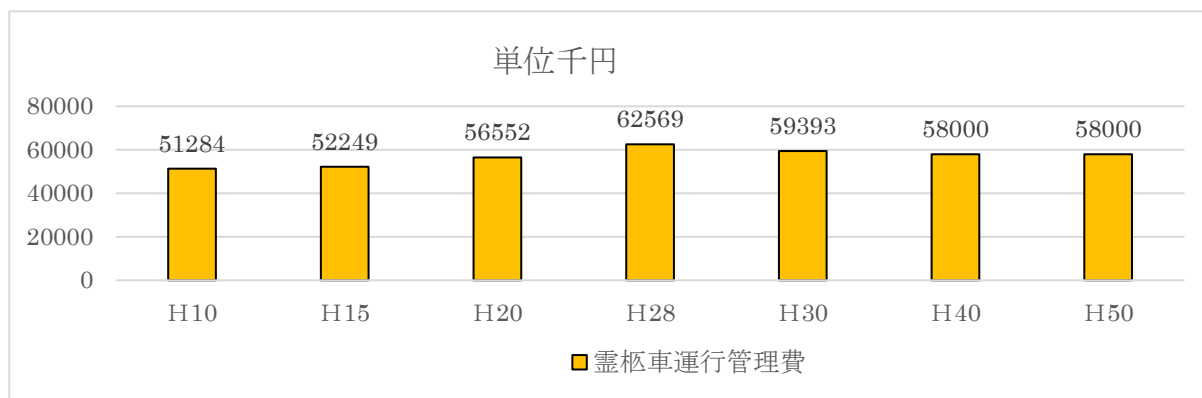
イ. 維持管理・修繕・更新等の方針

事業継続には、2名以上の運転手の直接雇用など維持管理費の上昇が予想されることから、他の団体の実施状況を参考に、火葬業務と一体化することが効率的であると考えています。

火葬業務を委託している業者に霊柩自動車運行管理を併せて委託し、現行の火葬業務の委託が令和2年度(2020)の契約満了後、令和3年度(2021)から上述のような方式がとれる体制整備を準備します。

ウ. 経費の見込み

今後、業務形態の方法により経費の増減が大きく見込まれる要素となっています。



第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1. 取組体制

組合が管理する公共施設の維持管理と整備を適切に行うために、組合事務局から両町に対して常に情報提供するとともに、課題解決など処理が必要な事項については、粗大、斎場などの両町と組合の連絡会議を開催しています。

広域化に伴い、これからの組合の業務の課題その他諸問題の整理を行うため、構成町の副町長をトップとした「加古郡広域廃棄物処理推進協議会」を定期的で開催し、その下に担当部長以下を構成員とする部会を設け課題を洗い出し、今後の組合の施設のあり方を検討します。

2. 公共施設の現状と課題

(1) し尿処理施設（加古郡衛生センター）

組合の中で一番建設時点が古い施設であるが、加古川流域の供用範囲を考慮すれば、今後も継続しなければならない施設であり、処理量の減少に伴い供給量に応じた処理のあり方、または更新、施設の改造などを検討する必要があります。

(2) ごみ処理施設（粗大：啓発：加古郡リサイクルプラザ）

広域の施設が令和4年に稼働予定ですが、現状の施設の運用の方法、廃止それとも一部の運転、中継施設としての機能充実など種々の課題があります。

また、啓発施設の整理合理化による効率化をめざし、費用面での縮小、啓発を構成市町の自治事務として行っていくのか、人的問題も含め大きな岐路に立っています。現在の施設のあり方、またベビー用品貸出などのリユースの啓発を兼ねた子育て支援などをどのように実施していくか、課題等の整理が必要となります。

(3) 火葬場施設（稲美斎場ひじり苑）

日本環境斎苑協会の統計によると、火葬場の平均使用年数は約37年間となっており、ひじり苑は、現在の場所で50年間（躯体年数）使用する計画となっています。

今後も引き続き施設維持管理が必要となります。今後の高齢化により、火葬件数が年々増加しており、必要な更新箇所が増えています。

炉の更新については、設置メーカーの基準によれば更新期間は20年といわれており、炉の壁の積み替えは平成15年前後にて実施しており、ほぼ20年が経過しようとしております。長寿命化を図るため、令和2年度から2カ年をかけて更新することとしています。

(4) 霊柩車

霊柩車については、平成20年度に播磨町から事業継承し10年を経過していますが、ほとんど支障なく運行できているものの、火葬業務との一体化による効率化を図るなどの新しい運営方法を検討します。

3. 具体的な取り組み

(1) 点検・診断等の実施

毎日の機器運転・維持管理の中で常に機械設備の状態を把握し、早期に点検・診断を行い安定稼働のための対策を検討します。

また、法定点検、メーカーの定めた定期点検を行い、故障個所の早期発見修理に務め機械設備等の延命化を図ります。

(2) 安全確保の実施

設備・機器類の日常的な点検確認と適切な維持管理により、施設の安全で安定的な稼働を確保します。

また、毎朝始業前のミーティングにより、その日の個人の予定、事業活動等の情報の共有化を図り、安全確保に努めます。

(3) 維持管理・修繕・更新等

機器の安定稼働を図るため、点検・診断データをもとに早期に維持補修の計画を立て、予防安全の観点から機器の点検整備・更新等を実施します。

また、維持補修計画を立てるときは、故障、不具合の原因を精査し、単に補修し現状復旧するのではなく、再発の防止、延命化のための対策も考慮した計画することにより、トータルコストの縮減と長寿命化を図ります。

(4) 統合や廃止の推進

組合の所管する施設は、令和4年度から始まる広域化に合わせて、各施設の統合や他の機能施設への転換、また廃止も視野に入れ、施設の配置や規模等を一体的に検討します。

4. 推進体制の整備

組合が事務局となり、「加古郡広域廃棄物処理推進協議会」を定期的開催し、加古郡衛生事務組合の今後のあり方について、両町との連携を密にし、情報を共有しながら今後の施設の廃止、縮小も含めた計画を検討していきます。

なお、個々の施設の長寿命化計画等は国の指針等に基づき、予算の検討も考慮しながら、専門的なコンサルティング会社に依頼をする方向で検討します。

長寿命化計画を実施後の通常機器等の更新、維持修繕については、組合内部で協議を行い、実施計画などを推進していけるよう職員の意識向上に努めるものとします。

加古郡衛生事務組合公共施設等総合管理計画

発行 令和 2年 5月

発行者 加古郡衛生事務組合

〒675-0155

播磨町新島60番地

T E L (079) 437-7578 (代)

F A X (079) 437-5354

E - m a i l soumu@kakoeisei.or.jp